

令和5・6年度入学生 服装規定について

1 冬服期間（4・5月、10月～3月）の標準服

ブレザー、ワイシャツ（白色無地）、ネクタイまたは指定ベスト、スカートまたはスラックスを着用する。

※冬服期間に、ポロシャツを着用することはできない。

2 夏服期間（6月～9月）の標準服

ワイシャツ（白色無地）、スカートまたはスラックスを着用する。

※5月、10月は移行期間とし、夏服を着用することができる。

※式典、集会、校外学習（実習含む）等は、ネクタイまたは指定ベストを着用する。

※スカート、スラックスは冬服・夏服問わない。

3 セーター類の着用について

寒い場合には、以下に示すセーター類を着用してもよい。

- ・セーター類は、全てVネックのセーター・カーディガン・ベストとする。
- ・色は黒・紺・灰色・茶・白・ベージュの無地またはワンポイントのみ。

※式典、集会、校外学習（実習含む）等では着用することはできない。

※セーター類着用の際、指定ベストは着用しなくてもよい。

※冬服期間での登下校時にセーター類を着用する場合は、上にブレザーを着用する。

4 学校指定のポロシャツについて

夏服期間（移行期間含む）中、学校指定のポロシャツまたは白色ポロシャツ（無地またはワンポイント）の着用を可とする。

※式典、集会、校外学習（実習含む）等では着用することはできない。

5 その他

- ・ソックス、ストッキング・タイツ、ベルト、靴、鞄等は、高価・派手なものは避ける。
- ・登下校時にコート、マフラー類を着用してよい。ただし、高価・派手なものは避ける。
校内で着用することはできない。
- ・ジャージ、パーカー、トレーナー類の着用は認めない。
- ・ワイシャツの裾は出さないこと。
- ・制服を加工してはいけない。
- ・所定の服装以外の着用は認めない。やむを得ない場合は、異装届を学級担任へ提出し、許可を得ること。

令和7年度入学生 服装規定について

1 冬服期間（4・5月、10月～3月）の標準服

ブレザー、ワイシャツ（白色無地）、ネクタイまたはリボン、スカートまたはスラックスを着用する。

※冬服期間に、夏服のスカート・スラックス、学校指定ポロシャツを着用することはできない。

2 夏服期間（6月～9月）の標準服

ワイシャツ（白色無地）、スカートまたはスラックスを着用する。

※5月、10月は移行期間とし、夏服を着用することができる。

※式典、集会、校外学習（実習含む）等は、ネクタイまたはリボンを着用する。

※冬服スカート、スラックスを着用してもよい。

3 セーター類の着用について

寒い場合には、以下に示すセーター類を着用してもよい。

- セーター類は、全てVネックのセーター・カーディガン・ベストとする。
- 色は黒・紺・灰色・茶・白・ベージュの無地またはワンポイントのみ。

※式典、集会、校外学習（実習含む）等では着用することはできない。

※冬服期間での登下校時にセーター類を着用する場合は、上にブレザーを着用する。

4 学校指定のポロシャツについて

夏服期間（移行期間含む）中、本校指定のポロシャツの着用を可とする。

※式典、集会、校外学習（実習含む）等では着用することはできない。

5 その他

- ソックス、ストッキング・タイツ、ベルト、靴、鞄等は、高価・派手なものは避ける。
- 登下校時にコート、マフラー類を着用してよい。ただし、高価・派手なものは避ける。
校内で着用することはできない。
- ジャージ、パーカー、トレーナー類の着用は認めない。
- ワイシャツの裾は出さないこと。
- 制服を加工してはいけない。
- 所定の服装以外の着用は認めない。やむを得ない場合は、異装届を学級担任へ提出し、許可を得ること。